

地域発案の視点からみた都市計画における非行政組織の役割に関する基礎的研究

交通研究室 森田 哲夫^{*1} 交通研究室 秋元 伸裕^{*3}
横浜国立大学 中村 文彦^{*2} 交通政策研究室 高橋 勝美^{*4}

はじめに

本稿は、平成8年度から3ヶ年にわたり、自主研究として行ってきた「地域発案型都市計画研究会」の報告である。

本研究会では、「地域」を1) 地元に根ざした活動行為を行っている主体であり、2) 地元の問題を認識している主体と定義し、この地域が計画の初期段階において計画に対し能動的に関わることが、後の計画プロセスあるいは計画実現後に大きな影響を与えることを仮定し、そのようなアプローチを「地域発案型アプローチ (Regional Initiative Planning Approach: RIPA)」と位置づけ研究を進めてきた。

地域発案型アプローチとは、地域含まれる主体が自ら能動的に計画を発案し、行政とその他関連主体に働きかけて発案内容の実現を図る行動とそのプロセス、と定義し、以下に示す5つの特色をもつと仮定した。

- ① 地域の実情を反映した計画を立案できる。
- ② 計画が市民に受容されやすくなる。
- ③ 計画プロセスの円滑化に寄与する。
- ④ 不確実な状況へ対応しやすくなる。
- ⑤ 上位意思決定での受容の可能性を高める。

本研究会では都市の公共交通の計画事例について詳細なヒアリング調査を行うことにより、計画プロセスにおける地域の関わり方を整理することにより、地域発案型アプローチに該当するアプローチが存在し、上記の5つの特色がみられることを確認した(詳しくは、「計画における地域発案型アプローチの役割

に関する基礎的研究」, 土木計画学論文集, No 15: 文献 10 を参照されたい)。

このように研究を進めていく過程で、行政から独立した組織の関わり方が地域発案型アプローチに影響を及ぼしていると考えられる計画事例に多く行き当たった。そのため、国内外の計画関連主体に対しヒアリング調査を実施し、地域発案の視点からみた非行政組織の役割について研究を行った。

1. 研究の背景・目的

(1) 研究の背景

都市計画・交通計画において、近年市民との関わりの中で計画を進めていくプロセスが注目されてきており、全国各地の都市計画マスタープランにおける市民参加、道路計画にかかわる合意形成、アメリカにおける官民のパートナーシップによるまちづくり、パブリックインボルブメント等が例としてあげられる。これらはいずれも、計画プロセスにおける行政と行政以外の計画関連主体の関わり方に着目したものであり、多くの研究や報告において各々の視点から、ねらいや目的、さまざまな主体の具体的な関わり方、およびその成果について、検討が進められてきている¹⁾⁻⁸⁾。

また、地域の実情を反映したまちづくりに対する要請等から、非営利・非政府で市民の自発的な意思に基づき公益活動を行う市民活動団体である、非営利組織(NPO: Non-profit Organization)のまちづくりにおけるあり方や役割について研究が進められており⁹⁾、特

*1 もりた てつお(研究員)

*3 あきもと のぶひろ(研究員)

*2 なかむら ふみひこ(横浜国立大学工学部 助教授)

*4 たかはし かつみ(室長補佐、研究員)

定非営利活動促進法の成立（1998.3.19）に伴い、今後ますますこういった行政に属さない非行政組織による活動が、活発化していくものと考えられる。同様に、開発問題、人権問題、環境問題、平和問題等の解決に非営利・非政府の立場から取り組む市民主導の非政府組織（NGO：Non-governmental Organization）も活動を活発化させている。

一方、実際の計画事例が積み重ねられ概念の整理が進むことにより、都市計画・交通計画において、市民との関わりも含めて多様な計画立案へのアプローチの可能性が高まっていくことが期待される。その中で、地域住民や地元プランナー等、地域に根ざした計画主体による計画発案を意識した計画プロセスのあり方についても、研究が進められてきている¹⁰⁾。

このように、市民との関わりの中で計画を進めていく流れと、市民主導の計画に関わる非営利・非政府組織の活発化の流れがみられ、今後も都市計画・交通計画プロセスにおける市民主導の組織に関する役割について研究されることが望まれる。

（2）研究の目的

本研究では、計画策定における多主体の関わり方について考えられるアプローチの中で、地元の住民・市民や民間をはじめとする地域から計画を発案する地域発案型アプローチに着目する。その上で、行政ではない計画を発案する組織を「非行政組織」と名付けて、都市計画・交通計画のプロセスにおいてこれら非行政組織がどのような役割を担うのか、先進事例をもとに考察することを目的とする。この研究目的のもと、次の2点に着目して、分析・考察を進める。

- a) 非行政組織は、行政との関係やその成果物によりいくつかのタイプが存在するが、その違いにより、担う役割や計画プロセスへの影響が異なるのか。
- b) 我が国において、非行政組織が計画プ

ロセスに関わる上での課題は何か。

（3）研究の構成

2章で既存研究のレビューを通して本研究の位置づけを整理した後、3章で非行政組織の体系的整理を行う。続いて、4章で先進事例のケーススタディを行い、最後に5章において検討結果をとりまとめる。

2. 本研究の位置づけ

既存研究をレビューした結果、計画への市民の関わり方、都市計画のプロセス、NPO等非営利組織のそれぞれを題材とした研究はなされているが、計画のプロセス中へどのように市民等の意向が汲み入れられ、どのようにそれが実際の計画に活かされているかといった視点で、個々の非行政組織がどのような役割を果たしてきたのかを分析した事例研究はみられない。また、非行政組織自体についても、その形態により果たす役割がどのように異なり、また計画プロセスにおいて組織がどの段階で関わるか等、計画プロセスに与える影響がどのように異なるかについては検討された事例は存在しない。

本研究では、地域発案型アプローチに関する既存研究¹⁰⁾を参考に、まず、「地域」を次のように定義した。すなわち、1) 地域に根ざした活動、行為をおこなっている主体であり、2) 地元の問題を認識している主体とする。従って、1)と2)の条件を満たす市民、市民団体、交通事業者、地元プランナー、行政等が相当する。ただし、当該地域以外に籍をおく団体であっても、専門的な見地から地元に着した活動を行うコンサルタントや住民団体はこれに含むものとする。また、行政のうち政策実行の責任主体である機関等を除くものとする。

そして、「地域」としての非行政組織の、計画への関わり方について、地域発案型アプローチの視点から検討を加え、都市計画・交通計画のプロセスにおいて、非行政組織がど

のような役割を担うのか、先進事例をもとに考察し、我が国への示唆を得ることとする。

3. 非行政組織の体系的整理

(1) 本研究における非行政組織の定義

一般的に非政府組織（NGO）とは、開発問題、人権問題、環境問題、平和問題などの諸問題の解決に非政府・非営利の立場から取り組む市民主導の組織として捉えられている。欧米では国際的な組織を指すが、我が国では国内組織も含めてNGOとして捉えることが多い。

本研究では、行政の一部局ではなく、都市計画・交通計画のプランニング能力を有し、基本的には営利を目的としない組織を「非行政組織」として捉える。したがって、我が国における広義の非政府組織（NGO）、および非営利団体（NPO）に含まれる組織であるといえる。

(2) 非行政組織の体系整理の考え方

本研究では、都市計画・交通計画における非行政組織の活動内容や活動方法は、行政からの独立の度合いに影響を受け、その結果として行政への影響力や役割に結実していると考え。そこで、我が国、および海外の特徴的な非行政組織を対象に、以下のような2つの軸に基づいて整理する。

① 行政からの独立性

都市計画、交通計画に関わる作業を行っているため、非行政組織といえども大なり小なり行政と関わってくる。そこで、財政・人材の両面についての行政からの独立性をひとつの分類軸としてとりあげる。財政・人材両面とも行政から支援されているものは独立性小、財政面では支援を受けているが人材面では独自に採用を行っている組織を独立性中、財政・人材とも直接行政から支援・派遣を受けていない組織を独立性大として整理する。

② 提言・成果物の行政への影響力

当該の非行政組織の提言や作業成果物が、実際の行政の計画にどの程度の影響力を与えているかをもうひとつの分類軸とする。提言や成果物が行政に対して必ずしも大きな影響を与えていない組織を影響力小、内容的には優れた提言や成果物を公表しているものの、実際の行政の計画には十分に結びついていないものを影響力中、提言や成果物が行政の計画に盛り込まれるほどの組織を影響力大と整理する。

(3) 非行政組織事例の体系的整理

(2)節で示した2つの軸を用いて、我が国および海外の非行政組織事例の体系的整理を試みる。

まず、我が国では、戦後2・3回のブームを経ながら、行政の肝煎りで全国各地にまちづくりや都市計画・交通計画に関わる行政シンクタンク的な非行政組織が誕生したが、これらの多くは行政との関わりが強い反面成果物や提言がそれほど目立っては見られず、実際の行政の計画立案やまちづくりに与えた影響は大きいとは言えない状況にあった^{11) 12) 13)}。近年では、行政の市民参加に対する認識の変化や、市民の都市計画・交通計画やまちづくりに対する意識の高まり、より地域の実情に適応した計画立案を目指す流れに対応するように、従来の行政シンクタンクの延長線上にありながら、行政への提言能力の向上を目指したといえる新しいタイプの組織や、行政から完全に独立した形態をとった組織など、行政からの独立の度合いが以前とは異なる組織が見受けられるようになった。前者の例として仙台都市総合研究機構（SURF）、後者の例として広島に全体の事務局をもつ中国・地域づくり交流会がある。

前者は、発足してから3年程度という若い組織であり、具体的な成果物はまだ少ないものの、仙台市から出向した職員研究員だけでなく公募された非常勤の市民研究員を中心に

調査研究が行われており、地元の大学・企業等とも協力体制を築いている。仙台都市フォーラムの開催等、活動が活発化してきている¹⁴⁾¹⁵⁾。

後者は、中国地方の産・官・学・野の分野と行政区域の垣根を越えた、横断的・広域的な人と情報の交流の場を謳い文句に設立された、行政から独立した任意団体である。その活動はシンポジウムやイベントの開催、調査・研究活動、情報の収集提供など、中国地方各地の事務局や部会を通して多岐にわたる活発な活動を行っている。提言や成果物も数多くみられ、その提言が建設省の「道の駅」誕生のきっかけとなったことが知られている。このように、両者とも地元の関連主体とうまく関わり合いながら、行政にも比較的影響を及ぼし、地域発案の視点からみて有効な活動を行っている非行政組織であるといえる¹⁶⁾¹⁷⁾。

一方、海外の非行政組織の事例を見ると、我が国の組織ではみられないほど、行政からの独立性の違いに関わらず、実際の行政の都市計画・交通計画やまちづくりに大きな影響を与えている組織が見られる。

そのような組織の例として、ブラジル・クリチバ市のIPPUC¹⁸⁾や、アメリカ・ニューヨーク都市圏のRPA¹⁹⁾がある。IPPUCは市の組織から独立した計画策定組織であり、人材面では独立であるが、市の委託業務を行うために財政的には従属している。RPAは行

政から完全に独立したNPOである。また、IPPUCやRPAによる成果物や提言は、クリチバ市のマスタープランやニューヨーク大都市圏の計画にそのまま採用される場合が多くなっている。

このような我が国と海外の動向や特徴をもとに、非行政組織事例を2つの軸で体系的に整理すると、図1ようになる。我が国では、各組織の成果物が実際の行政の計画に影響を与えた事例は、まだそれほど多くないと考えられるが、海外の非行政組織では、その提案や成果物が行政の計画に盛り込まれる事例があるように、行政に対して大きな影響力をもっており、我が国の非行政組織のあり方等を検討する上で示唆を与えるものと考えられる。しかし、現在のところ、海外の非行政組織の活動内容については、地域発案の視点からみた行政や市民との関わり、計画プロセスへの影響等の、詳細な分析は行われていない。

そこで次章では、我が国の非行政組織が、地域発案の視点からみて計画プロセスの中でどのような役割を果たしていく方向性があるのか考察することを目的として、実際にIPPUCおよびRPAへ行ったヒアリング調査をもとに、計画プロセス上で各組織がそれぞれの役割を果たしてきた背景を分析し、その考察結果をもとにして我が国での課題を整理する。

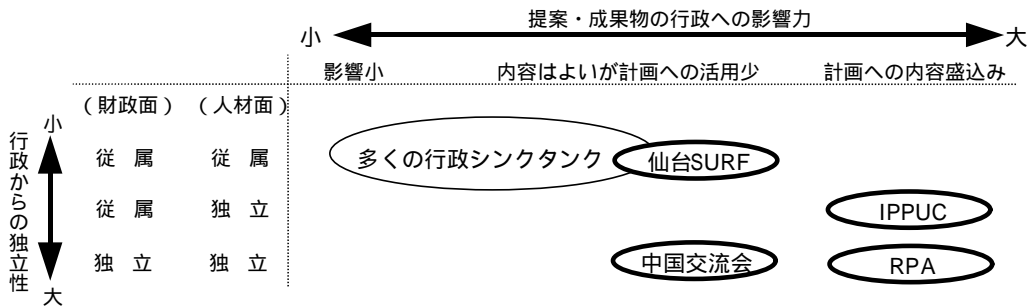


図1 非行政組織の体系整理¹⁴⁾⁻¹⁷⁾

4. ケーススタディ

(1) 検討の方法

ここでは、IPPUC と RPA が計画遂行に対してどのような役割を担い、影響を与えているかを、筆者らが現地に赴いて実施した各組織へのヒアリング結果¹⁸⁾¹⁹⁾をもとに地域発案の視点から分析する。

(2) 各組織の概要

①IPPUC

クリチバ市は 1965 年に市の都市計画案を公募し、コンペ形式によってサンパウロのチームの案が採用された。その案は 3 つの基本方針を設定しており、その 1 つに、「組織として行政に付属し、活動としては独立した都市計画研究所の設置」が定められていた。IPPUC は、その基本方針を受けてクリチバ市が設置した組織である。市の組織から独立した計画策定組織であり、市の委託を受けて活動している。市は計画部局を持たず、計画策定の全てを IPPUC に依存している。

IPPUC の計画立案作業は、市長と密に連携を採りながら進められ、市民リーダーへの事前説明や、市民や産業界等への公表、宣伝

は市長自らが行う。この計画内容の公表は、IPPUC という専門家集団による検討結果を踏まえたものとして行われ、この段階で拳がってきた意見等による計画変更は実際には少ないようである。

IPPUC は、市に提案した都心地区の歩行者専用地区化や 24 時間営業のアーケード街の成功等の実績の積み重ねによって市民の信頼を得ることができ、IPPUC の活動や提案内容が市民に受け入れられ易くなっている。それは 5 つの都市軸と多様で高水準のバス路線網に代表されるクリチバ独特の都市計画の実現に繋がっていることから窺い知ることができる¹⁸⁾²⁰⁾。

②RPA

RPA は、19 世紀末の都市美運動や当時顕在化しつつあったスラムや公害の問題、それらへの広域的対応の必要性等を背景に、プランナーや大実業家を中心となって 1920 年代に設立された。また、RPA は設立以来、長年にわたり実績を重ねており、ニューヨーク大都市圏計画（1～3 次）を提案した組織として、わが国においても著名な組織である。

表 1 検討対象の海外の非行政組織¹⁸⁾⁻²¹⁾

	Instituto de Pesquisa e Planejamento Urbano de Curitiba (IPPUC : イブーキ) (The Institute for Research and Urban Planning of Curitiba)	Regional Plan Association (RPA)
国・市	ブラジル・クリチバ市 (1965 年設立)	アメリカ・ニューヨーク市 (1920 年代設立)
位置付け	市役所から独立した組織であるが、現在は市長と密接に連携をとって活動している。	NPO (Non-Profit Organization) 行政から完全に独立した組織
職員	市を通じて IPPUC の職員として採用 (約 250 名)	正規職員は約 20 名であり、プロジェクト内容に応じて専門協力者を採用
財源	市からの委託金が財源となる。	民間からの寄付金による。
主な活動	市の委託による都市計画等に関する調査、研究、計画策定。尚、市には計画部局は無い。	ニューヨーク大都市圏計画等の地域の総括的計画の提案と個別計画・事業の提案 以上の実現化に向けての活動
実績等	1965 年クリチバ市マスタープラン。当初は 3 年毎、75 年以降は 3 年未満で見直し作業を行っている。 都心地区の歩行者専用空間化等	第 1～3 次ニューヨーク大都市圏計画 (1 次 : 1929 年、2 次 : 1968 年、3 次 : 1996 年)

行政との関係で見ると、行政から完全に独立したNPOであり、税制優遇措置等NPOが活動し易い社会状況のもと主に民間の寄付金によって運営されている。行政が寄付金を拠出する場合もあるが、あくまでNPOとして行政と独立して活動している。

計画策定作業は、学識経験者や大企業のトップなどから構成される理事会が決定した方針に基づき、世論の関心を集めそうな内容を選定して行われる。また、提案の実現に向けての活動では、客観的な判断材料を提示し、中立的立場をとって、各種メディアを通じて世論にPRしたり、行政や政治、住民、業界等の団体との積極的な意見交換を重視している。このような活動によって、提案が実際に行政に受け入れられ、実現したものが少なくないと言われている¹⁹⁾²¹⁾。

(3) 地域発案の視点からの分析

以上の各組織の特徴をもとに、地域発案の視点からみた計画遂行に対する各組織の役割を検討する。

IPPUCは市民等の地元の意見を吸い上げる活動を必ずしも十分には行っているとは言えないが、事前の市民リーダーからの意見収集を行った上で、地元専門家集団の視点から地域実情をくみ取っている。それに加えて、長年の実績を背景に市民等の多くの主体に受け入れられ易くなっており、提案した計画が円滑に進み易く、不確実性へも対応し易くなっていると言える。また、IPPUCは、市民等の支持を得やすくなっていることに加えて、市から業務を受託して、行政の最高責任者である市長との密な連携をとって活動していることから提案内容が上位すなわち、行政に影響を及ぼし易くなっている。ここで挙げ

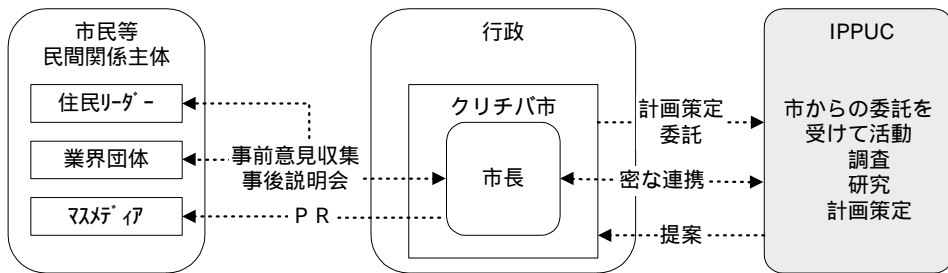


図2 IPPUCの活動における関連主体との関わり方²⁰⁾

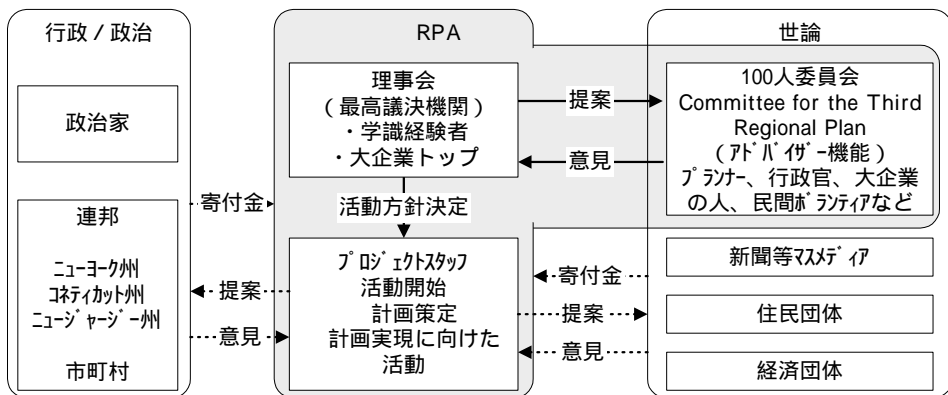


図3 RPAの活動における関連主体との関わり方(第3次ニューヨーク大都市圏計画の場合)²¹⁾

たような活動が可能となっている背景には、IPPUCが行政の一部局ではないために、行政特有の手続き等といった活動上の制約が無いことが指摘できる。

RPAは、行政当局と比較して縦割り組織等の弊害が少なく、より柔軟かつ総合的な活動が可能となる特性を活かし、地元の様々な主体との意見交換を積極的に行うとともに、テーマ設定の段階でも地元の関心を引くテーマを選定し、地域実情の反映に努力している。このような活動の仕方と長年の実績によって、市民等のより多くの主体に受け入れられ易く、不確実性への対応がし易くなっている。また、RPAは、行政から完全に独立した組織であるため、計画が確実に行政に受け入れられる保障はない。しかし、行政が世論に比較的敏感であり、行政の提案ではない地元や民間の提案を行政はむしろ採用しやすいため、市民等の様々な主体に受け入れられているRPAの提案内容を行政側も受け入れ易くなっている。

以上から、両組織は行政との関係で見ると異なる立場をとっているが、2章で整理した地域発案の5つの視点から見て、ともに地域発案による計画の遂行に影響を及ぼしていると言える。

(4) 考察

以上の地域発案の視点からみた海外の非行政組織の分析結果から、地域発案型アプローチに則した非行政組織が成立し、機能するのに重要な要因として、3点を挙げることができる。

1つ目は、情報の積極的開示や外部の様々な立場の主体との意見交換、専門的視点等の投入により、活動そのものの合理性や客観性、中立性の向上に努力していることである。2つ目は、一般に周知されているような実績の積み重ねがあることである。情報公開の流れの中で行政に対する透明性や妥当性の要求が高まり、その要求に対応した活動を担う主体

(もちろん行政自体も含まれる)の役割が重要になってくると想定されることから、これら組織の活動方針や内容に関わる要因は、わが国の非行政組織のあり方や組織育成への行政の関わり方に示唆を与える内容である。

3つ目は、非行政組織と行政との関わり方(財政的、人材的など)である。これは、社会的背景や法制度の違いによって適切な組織形態を適用することが、非行政組織が地域発案型アプローチの担い手として機能するためには重要である。両組織の例で言えば、非営利団体が活動し易い法制度や社会状況、情報媒体等が整っていれば、行政から距離をおいたRPAのような組織が機能しやすいと考えられるが、そのような条件が揃わない場合には、機能面での独立性と高い研究分析能力を確保した上で、IPPUCのような行政にやや近いと位置付けられるかたちの組織でも十分に機能し得ると考えられる。わが国の状況は、非営利団体が活動しやすい状況が整いつつある過渡期にあり、そのような状況の地域的な差異が大きいため、地域の特性を考慮してより適切な組織のあり方を検討することが先決であると考えられる。

5. 結論

本研究では、地元の住民・市民や民間をはじめとする地域から計画を発案する地域発案型アプローチに着目し、都市計画・交通計画のプロセスにおいて非行政組織がどのような役目を担うのか、先進事例をもとに考察した。研究の着目点に対応した結論は次のとおりである。

(1) 地域発案型アプローチからみた非行政組織の役割

我が国においては、行政から財政的あるいは人材的に独立した組織の提言や提案が行政に対し影響を及ぼす事例は少ないが、中国・地域づくり交流会や仙台都市総合研究機構等のように、計画発案の過程で地元の関連主体

とうまく関わりあいながら、地域の実情反映に努力し、従来の非行政組織等と比較して行政にも影響を及ぼす等、地域発案型アプローチの5つの視点に当てはまる事例が見られるようになってきている。

一方、海外の非行政組織の事例をみると、行政との関わりの程度は異なるが、行政とは独立した組織が地域の意向や実情を反映しながら計画策定をしていく役割を持ち、特に計画の発案段階において影響を及ぼし、地域発案型アプローチの担い手としての役割を持っていることがわかった。また、行政特有の手続き等の活動上の制約が無いことや、より柔軟かつ総合的な活動を実施できるという非行政組織としての利点も明らかとなった。

このように海外において非行政組織が地域発案型アプローチの担い手として機能している要因は、情報の積極的開示や外部の様々な立場主体との意見交換、専門的視点等の投入により、地域住民や市民の意向を反映した計画を策定し実績をあげていること、それにより市民の信頼を得ていることが考えられる。

(2) 我が国における非行政組織に関する課題

海外の非行政組織の事例をみると、社会的背景や法制度の違いにより、行政との関わり方については適切な組織形態をとり、それに応じた役割を担っていると考えられる。

我が国において非行政組織が地域発案型アプローチの担い手として機能していくためには今後我が国における非行政組織の活動について継続的に分析を進めることにより、社会的背景や法制度に応じた非行政組織のあり方について検討していくことが必要である。特に、我が国は社会状況としても、非行政組織の活動する環境としても過渡期にあることを考慮しながら検討を進めることが必要である。

また、我が国における都市計画・交通計画の諸問題の中で非行政組織を活用することにより解決できる部分を明確にし、非行政組織が担うべき役割、行政が担うべき役割、さら

には地域住民・市民が担うべき役割を明らかにすることが必要である。

参考文献

- 1) 秋本(1995): 「公共と民間の協議による都市開発の計画と実施手段とプロセスに関する考察 カリフォルニア州の事例」, 都市計画学会論文集, No 30, pp 421 - 426
- 2) 屋井・寺部(1997): 「米国の都市圏交通計画におけるパブリックインボルブメントの多様性」, 都市計画学会論文集, No 32, pp 565 - 570
- 3) 村木・中井(1997): 「都市計画マスタープランの地域別市街地像策定のためのまちづくり協議会の役割に関する一考察 東京都心地区に着目して」, 都市計画学会論文集, No 32, pp 247 - 252
- 4) 吉村・原科(1996): 「都市マスタープラン策定システムのデザインへの市民参加に関する研究 川崎市宮前区を事例として」, 都市計画学会論文集, No 31, pp 319 - 324
- 5) 家田・加藤(1996): 「わが国の交通基盤施設整備事業の計画策定における関係主体の交渉プロセスに関する事例比較研究」, 都市計画学会論文集, No 31, pp 397 - 402
- 6) 岡崎・原科(1994): 「歴史的町並みを活かしたまちづくりのプロセスにおける合意形成に関する事例研究 川越一番街商店街周辺地区を対象として」, 都市計画学会論文集, No 29, pp 697 - 702
- 7) 岡崎・原科(1995): 「歴史的町並みを活かしたまちづくりにおける合意形成過程に関する事例研究 檀原市今井町地区の伝建地区指定を対象として」, 都市計画学会論文集, No 30, pp 337 - 342
- 8) 慎・佐藤(1995): 「周辺との連結を考慮した駅前再開発事業の計画手法とその合意形成に関する研究 原町田地区、川口駅東地区、川越駅東地区を事例として」, 都市計画学会論文集, No 30, pp 583 - 588
- 9) 日本都市計画学会(1995): 「特集: まちづくりとNPO」, 都市計画 194, Vol 43 No. 1

- 10) 中村・森田・秋元・高橋(1998): 「計画における地域発案型アプローチの役割に関する基礎的研究」, 土木計画学研究・論文集, No.15, pp.133 - 144
- 11) (仮称) 仙台都市総合研究機構設立準備プロジェクトチーム(1994): 「(仮称) 仙台都市総合研究機構設立に向けての提言」
- 12) 建設省中部地方建設局(1996): 「平成7年度まちづくり情報検討調査業務委託報告書」
- 13) NPO とまちづくり研究会(1997): 「まちづくり読本③NPO とまちづくり 明日へジャンプ! まちをささえる市民事業体」, (有) 風土社
- 14) 仙台都市総合研究機構・SURF(1997): 「仙台都市総合研究機構(Sendai Urban Research Forum)」パンフレット
- 15) 仙台都市総合研究機構・SURF ヒアリング資料(1997)
- 16) 中国・地域づくり交流会(1996): 「交流便覧 中国・地域づくり交流会の素敵な使い方」
- 17) 中国・地域づくり交流会ヒアリング資料(1997)
- 18) 例えば、中村(1995): 「クリチバ市の都市交通 公共輸送を軸とした持続可能な都市開発の方向性」, 交通工学, Vol. 30 No. 5, pp. 33 - 40
- 19) 例えば、日米大都市圏計画会議/METROPLEX(1996): 「東京シンポジウム ひらかれたまちづくりをめざして」資料
- 20) IPPUC ヒアリング資料(1997)
- 21) RPA ヒアリング資料(1997)